

町のイメージキャラクター



緑丸

百合若

はなちゃん

# PUBLIC INFORMATION 聖籠町



新型コロナウイルス感染症  
関連情報はこちらから  
町ホームページ



## かけがえのない思い出を胸に

3月2日（火）、聖籠中学校で卒業式が行われました。

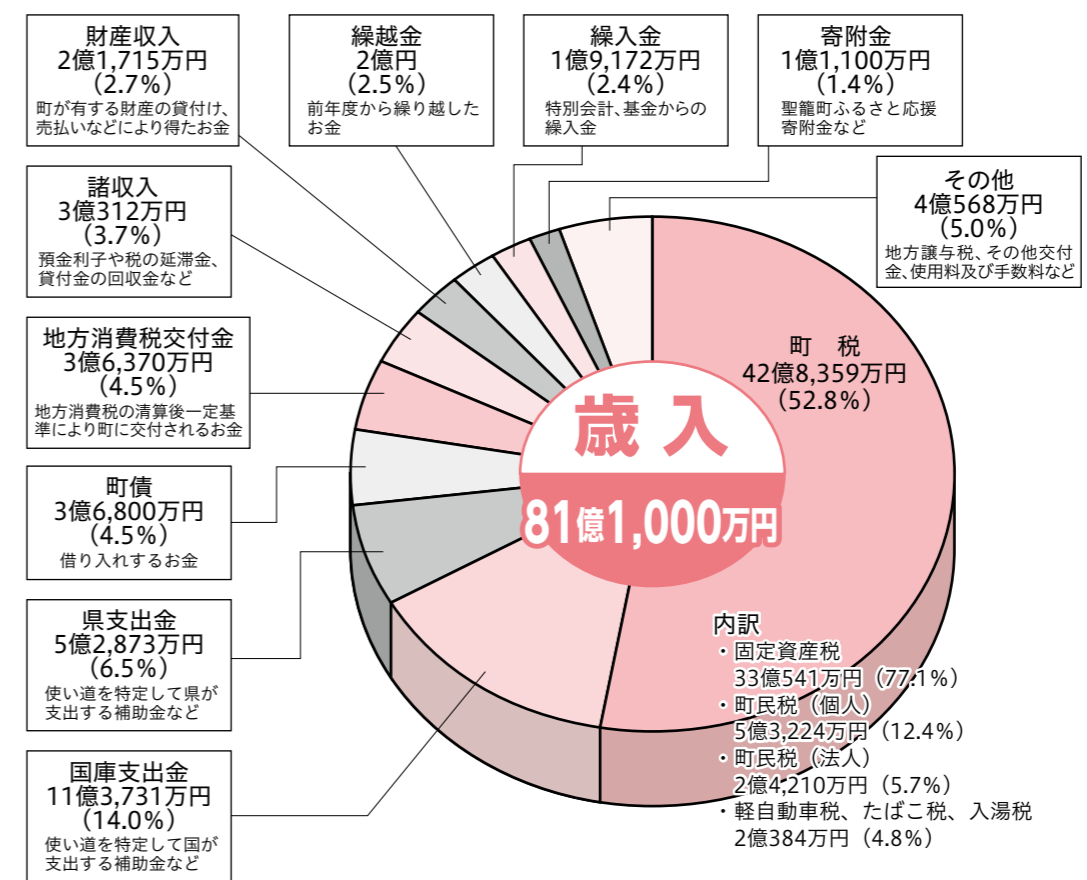
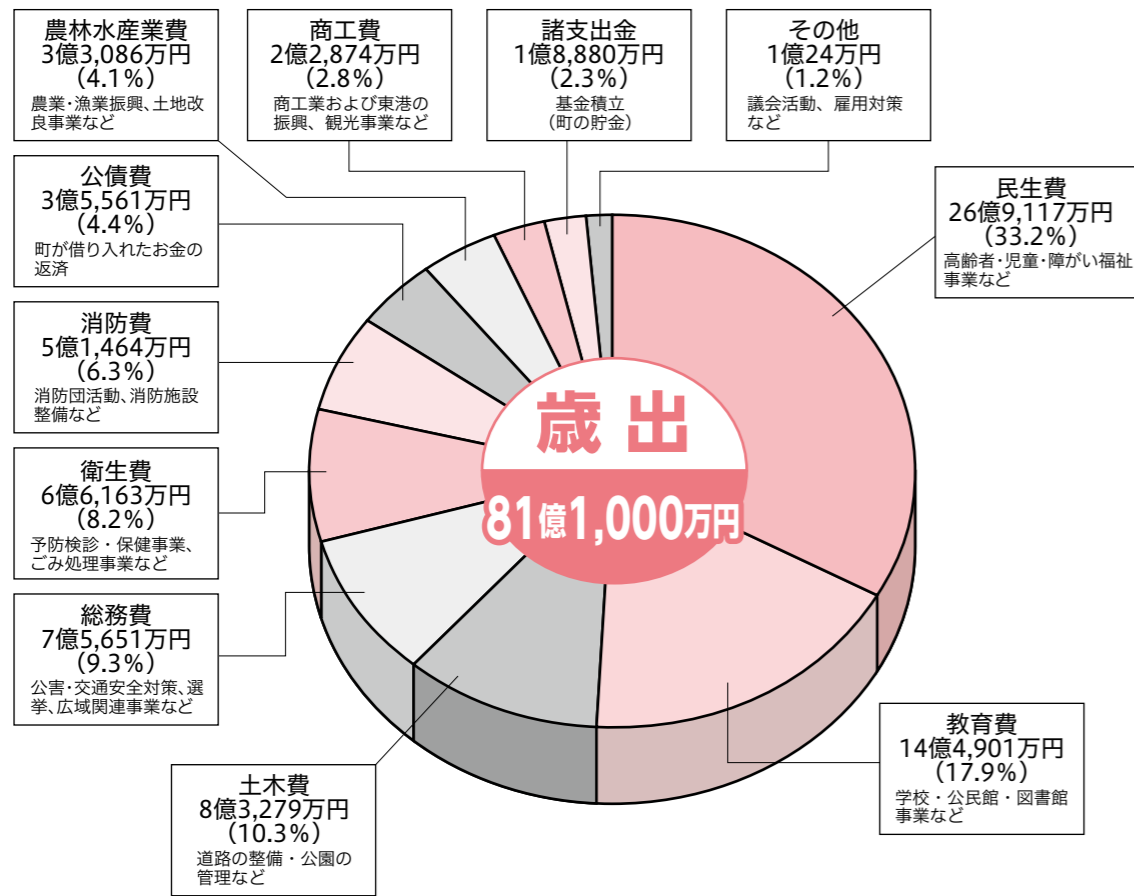
卒業生の皆さんが力強く自分の道を切り開き、ますます輝いていくことを心からお祈りします。

広報せいろ  
2021

4 April No.537

# 令和3年度 一般会計予算は 81億

# 1000万円 住みよいまちづくりに 向けスタートします



令和3年度の予算が3月定例議会で審議され、一般会計予算は81億1000万円、また特別会計予算は6会計合計43億9917万9千円が議決されました。

住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのように使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場総合政策課(財政係)までご連絡ください。

☎ 27-1954 (直通)

## 令和3年度 基金および町債の状況

### 基金の状況

(単位: 万円)

名 称	令和2年度末	令和3年度増減見込額		令和3年度末
	残高見込額	積立見込額	取崩見込額	残高見込額
財政調整基金	51,782	5		51,787
減債基金	8,467	1		8,468
災害救助基金	12,693	1		12,694
土地開発基金	6,409	1		6,410
道路整備基金	1,297	100	1,200	197
教育振興基金	320			320
公共用施設整備基金	3,225	101		3,326
公共用施設維持基金	7,347		4,500	2,847
地域福祉基金	3,670			3,670
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館維持基金	756	1,200	721	1,235
町営住宅及び共同施設維持基金	24,078	2,880	250	26,708
ふるさと応援基金	10,114	11,001	10,114	11,001
国営加治川用水地区土地改良事業基金	11,071	1,581		12,652
感染症対策基金	603	848		1,451
企業立地促進基金	1,247	1,161	1,247	1,161
国民健康保険高額医療費貸付基金	200			200
一般旅券発給等事務証紙等購買基金	50			50
合 計	143,329	18,880	18,032	144,177

### 町債の状況

(単位: 万円)

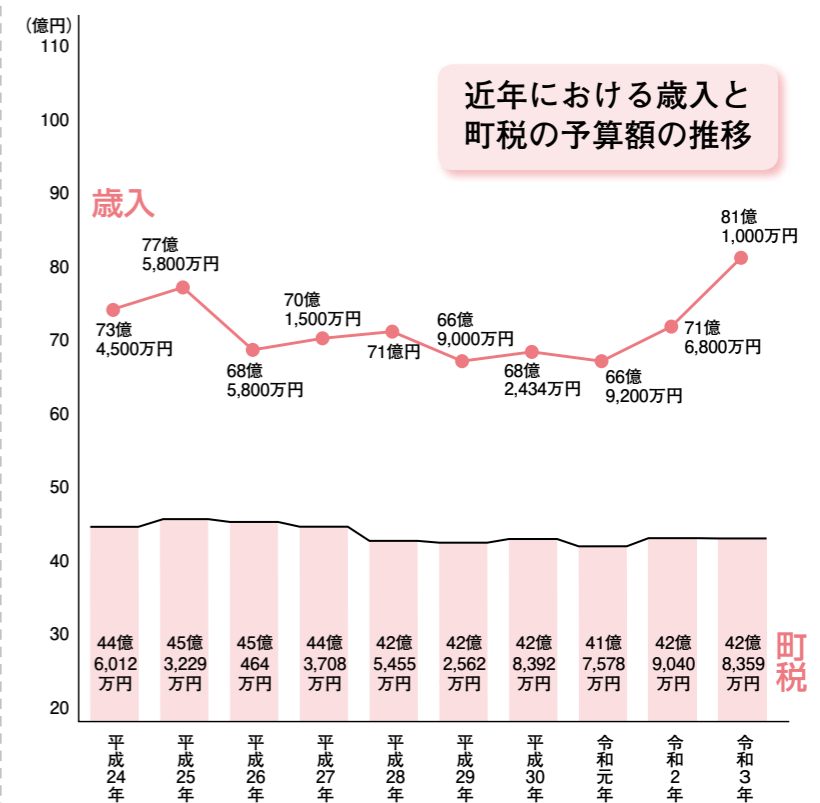
名 称	令和2年度末	令和3年度増減見込額		令和3年度末
	残高見込額	起債見込額	元金償還見込額	残高見込額
一 般 会 計	250,428	36,800	34,018	253,210

● **基金**  
町の貯金にあたる基金については、総額で令和2年度末から848万円の増額となる14億4,177万円を見込んでいます。

● **町債**  
町の借金にあたる町債については、3億4,018万円の返済を行います。新たに3億6,800万円を借り入れる予定のため、残高は、令和2年度末から2,782万円増額となる25億3,210万円となる見込です。

会計名	予算額
国民健康保険 事業勘定	13億6,780万円
国民健康保険 施設勘定	1億370万円
介護保険	13億2,247万円
後期高齢者医療	1億41万円
県営開拓パイロット事業	994万円
下水道事業 収益的支出	6億9,529万円
下水道事業 資本的支出	4億5,981万円
水道事業 収益的支出	2億9,585万円
水道事業 資本的支出	4,391万円

令和3年度特別会計予算は計43億9,918万円







# 「未来へ」 ったと思えるまちづくり

# 「子どもへ」「福祉へ」 3つの投資で住んで良か

令和3年度は、令和2年度の基本理念「町民のいのちとこころ、そして財産を守る」を引き継ぎ、「町民の安心安全」、「教育・福祉の効率的充実」、加えて、「新型」コロナ対策」など、優先すべき施策を見極めながら、選択と集中の考え方で、知恵と工夫、そして計画性をもって、持続可能なまちづくりを目指す。町民の皆さんに密接に関わる事業を紹介いたします。

(基本理念) 町民のいのちとこころ、そして財産を守る

未来を見据えた「3つの投資」の実現で持続可能なまちづくり

**子ども・新しい教育への投資**  
・子育て支援の充実  
・教育内容の充実

**福祉への投資**  
・認知症、重度介護者への対応  
・生活支援への対応

**未来へつながる投資**  
・町民生活に必要な公共施設の更新  
・農地の基盤整備、東港振興など

町民一人ひとりの幸福度を高め、  
「生まれてよかった、住んでよかった」と思える町へ

## 子ども・新しい教育への投資

**拡充**  
子どもの「考える力」の向上へ  
2810万円

子ども教育課に新たに地域教育担当主事1名を配置し、地域を巻き込んだ地域と関わる事業を推進します。

多忙化する教員の負担軽減により教員と子どものふれあい時間を確保し、思考力向上につながる基礎学力の向上のため、先生方へのサポート体制として、教育指導主事、教育活動支援員、各校へのスクールサポータースタッフ配置は継続してまいります。

**継続**  
介助員の適正な配置  
5028万円

特別支援教育の充実を図るため、引き続き介助員の適正配置に努めます。

**拡充**  
外国語教育の充実  
英語を通じた  
ふれあい  
1003万円

英語指導助手（ALT）を1名増員して2名体制とし、幼児期から中学校までを通してネイティブスピーカーによる英語教育環境を充実させます。

**継続**  
幼児教育の推進  
383万円

子どもたちの健やかな成長を促すため、幼児教育アドバイザー1名を配置し、こども園の教諭の資質・能力の向上に向けての取り組みを展開します。

**拡充**  
就学援助制度の充実  
1688万円

就学援助の認定基準の緩和により、より多くの経済的に困窮している家庭に安心して就学できる教育環境を提供します。

## 福祉への投資

**新規**  
新たな子育てシステム構築  
6億2467万円

安心して子育てができるまちづくりを目指した新たな子育てシステムに向け、新設する私立認定こども園の整備を支援します。

**新規**  
新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備  
7416万円

新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整備します。

**拡充**

自動車免許返納者などへのタクシー券支給  
935万円

運転免許証を持たない方へのタクシー利用券（2100円/月）の支給対象を、80歳以上から75歳以上に拡大します。

**新規**

特別支援学校への通学支援  
115万円

仕事などで送ることができない保護者を支援するため、特別支援学校への送りを実施します。

**継続**  
自殺対策強化事業  
17万円

新型コロナウイルスの影響により社会全体の自殺リスクが高まっていることに対し、多くの相談に対応するため、保健師や弁護士などによる多方面の支援体制を強化します。

**新規**  
産後ケア・育児サポート  
53万円

産後も安心して子育てができるよう、医療機関と連携し、心身のケアや育児サポートを充実させます。

## 国の第3次補正予算に関連する事業

て、吊天井を撤去します。

**新規**  
中学校GHP  
エアコン更新工事  
4950万円

新型コロナウイルス感染症予防対策として、故障の頻度が高くなっているエアコンの更新を行います。冷房を使用する夏までに工事を終了するため、国の第3次補正を活用し、前倒しで令和2年度から工事を実施します。

**新規**  
亀代小学校校舎部  
金属製建具改修工事  
4331万円

亀代小学校の窓枠サッシを改修します。換気環境を整えることで、新型コロナウイルス感染予防を図ります。

**新規**  
蓮野小学校  
エアコン工事  
1334万円

新型コロナウイルス感染症予防対策として、ランチルームと図書室のエアコンを整備・更新します。

**新規**  
中学校屋内運動場  
吊天井撤去工事  
4947万円

（うち国県補助1632万円）  
中学校屋内運動場（体育館）の天井落下防止策とし





## 未来へつながらる投資

**新規**  
デジタル同報系  
防災行政無線整備事業  
1億9976万円

経年劣化で部品調達が困難となつている防災行政無線をデジタル化し、整備します。町内58カ所に設置している屋外スピーカーと戸別受信機を、順次更新するほか、LINEやツイッターといったSNSと連携するなど、情報配信手段を多重化します（令和3～5年度の継続事業）。

**見直し**  
循環バスの低床化  
400万円

高齢者などの乗り降りをしやすくするため、はまなす号を低床車両に入れ替えます。朝便を除く日中のはまなす号は低床バスで運行し、さくら号とさくらんぼ号についても、朝夕を除く日中は低床バスで運用します。

**新規**  
小型動力ポンプ付  
普通積載車の購入  
1328万円

消防力向上のため、34年経過し放水力が低下したポンプ自動車1台を小型ポンプ付き普通積載車に入れ替えます。

**継続**  
防犯カメラを  
通学路に設置  
347万円

小・中学校通学路の安全確保のため、必要箇所に防犯カメラを順次設置します。

## 公共施設の更新など

**新規**  
給食調理場設備改修工事  
2079万円

老朽化した給食調理場施設（下処理室空調設備、炊飯設備、器具洗浄機など）を改修・更新します。

**新規**  
道路改良・舗装工事  
1億3854万円

蓮野苔沼線などの道路改良・舗装工事を実施します。

**新規**  
消雪パイプ設置に  
関する工事  
3703万円

山大夫二本松線（二本松）の工事を実施します。

**新規**  
町民会館トイレ改修工事  
370万円

町民会館トイレの一部を温水洗浄便座に改修します。

**継続**  
蓮濁金清水線の  
道路改良工事  
5599万円

引き続き、計画的に工事を行います。

**新規**  
聖籠野球場  
得点表示盤改修工事  
689万円

故障していた聖籠野球場の得点表示盤を改修します。

## その他の事業

**新規**  
暮らし応援事業  
5000万円

コロナ禍対応を含めた地元経済支援と人口増加策としての移住・子育て支援など総合的な施策として、住宅取得、リフォーム、空き家などの活用などをされる方に補助を行います。

**新規**

聖籠町  
サーフィン大会の開催  
300万円

日本全国に「新潟県聖籠町」をPRし、にぎわいを創出するため、クラウドファンディングを含めた財源を活用し、町主催のサーフィン大会を開催します。

**継続**

正庵角庵地区  
湛水防除事業  
8125万円

老朽化対策および大雨や地震などで水路内の水が溢れる被害を最小限にするため、正庵角庵排水路の改修を実施します（令和2～9年度の継続事業）。

**新規**  
結婚生活の支援  
750万円

結婚に伴う新生活のスタートアップにおける住宅費（賃貸または購入）、引越費用を支援します。

**新規**

納税のキャッシュレス化  
333万円

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付方法に、10月1日以降、スマートフォン決済を追加します。

**新規**

大豆等生産振興事業  
2300万円

大豆などの生産振興を図るため、品質・生産数量に応じた補助を行います。

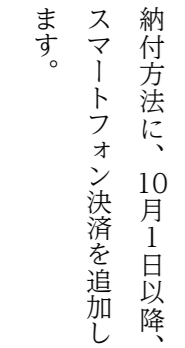
## 検討・見直しを進めている事業

**町公共施設の検討**

公共施設の効率的な管理のため、統廃合を含めた今後の方向性を検討します。

**補助金の見直し**

令和2年度に策定した補助金等の適正化に関する基本方針に基づき、評価委員会による調査および評価を行い、補助金の見直しを実施します。





# 新型コロナウイルスワクチン 接種がはじまります

町では、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、新潟聖籠病院、佐久間医院、町診療所の医療機関において個別接種で準備を進めています。ワクチン接種につきましては、国の指示、ワクチンの供給量にあわせて、国が示す優先接種順位に基づき順次、個別で予防接種券（クーポン）を郵送します。予防接種券（クーポン）がお手元に届きましたら、同封の各医療機関における予約方法をご覧ください、直接医療機関で予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルスワクチンに関するお問い合わせは、下記相談窓口で受け付けます。

相談内容	対応担当	電話番号	受付時間
町内医療機関のワクチン予約方法や接種券の発行について など	聖籠町保健福祉課	0254-27-6511	午前8時30分 ～午後5時15分
国のワクチン施策に関する こと。 ワクチンの特徴や有効性・ 安全性などについて など	厚生労働省 新型コロナワクチン コールセンター	フリーダイヤル 0120-761770	午前9時 ～午後9時
	新潟県 新型コロナワクチン コールセンター	4月1日から開設予定	

## 新型コロナワクチンについて 皆さまに知ってほしいこと

～ワクチンに関する情報を、正確にわかりやすくお伝えします～

※首相官邸HPより



### 新型コロナワクチンは、発症を防ぐ効果が認められています。

今回新たに承認された新型コロナワクチンは2回の接種によって、95%の有効性で、発熱やせきなどの症状が出ること（発症）を防ぐ効果が認められています。（インフルエンザワクチンの有効性は約40%～60%）

### 新型コロナワクチンは、あなたご自身のためだけでなく、 医療機関の負担を減らすための重要な手段にもなります。

新型コロナウイルスは、まだまだ未知のことがあります。このウイルスの感染により、令和3年1月末までに6千人以上の方が亡くなり、3万人以上の方が入院されています。特効薬も開発中の段階です。

こうした中で、多くの方に接種を受けていただくことにより、重症者や死亡者を減らし、医療機関の負担を減らすことが期待されます。

## **どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります。**

一般的にワクチン接種後には、ワクチンが免疫を付けるための反応を起こすため、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めて稀であるものの、ゼロではありません。（予防接種による健康被害は救済制度の対象です。）

今回新たに承認されたワクチンの国内治験では、ワクチンを2回接種後に、接種部位の痛みは約80%に、37.5度以上の発熱が約33%、疲労・倦怠感が約60%の方に認められています。

ワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、市販後米国で100万人に5人程度と報告されています。日本での接種では、ワクチン接種後15～30分経過を見て、万が一アナフィラキシーが起きても医療従事者が必要な対応を行います。

## **新型コロナワクチンの承認後も、継続的に安全性を確認します。**

アナフィラキシーや医師が予防接種との関連を疑う重篤な症状が発生した場合は、法に基づき報告を受け、専門家が評価します。こうした報告の中には、ワクチン接種後の持病悪化・死亡のように、ワクチンとの因果関係が直ちに評価できない事例も含まれますが、幅広く収集し、評価を行うこととしています。

加えて、1～2万人の先行接種者を含め、延べ約300万人の方々について、ワクチン接種後の症状などの調査を予定しています。

このように、ワクチンの安全性を継続して確認し、安全性に関する情報を提供していきます。

## **新型コロナワクチンの接種には、優先順位があります。**

全国民に提供できるワクチンの数量を確保することを目指しています。しかしながら、ワクチンの調達が段階的にならざるを得ないことから、まず、重症化リスクの高い方から順に接種することで、重症者や死亡者を減らすことを優先します。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を守ることも不可欠です。

このため、①新型コロナウイルス感染症患者などに直接医療を提供する医療従事者など、②65歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する方や高齢者施設などにおいて利用者に直接接する職員、の順で接種をしていく方針です。その後、16歳以上の一般の方に、順次接種が行われます。

## **新型コロナワクチンは、誰もが全額公費（無料）で受けることができますようにします。**

外国人も含め、接種の対象となるすべての住民に全額公費で接種を行う見込みです。接種の時期が近づいたら、市町村から、接種のお知らせや接種券をお送りする予定です。

## **ワクチンについて、正しく知ったうえで、判断しましょう。**

新型コロナワクチンを承認し、接種をお勧めするにあたって、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応といったデメリットより大きいことを確認しています。国民の皆さまが納得して判断をしていただけるよう、国としても情報提供に努めてまいります。

掲載の内容は、今後見直される場合があります。

お問い合わせ 保健福祉課（町保健福祉センター内） 健康推進係 ☎27-6511



# まちをきれいにし花や緑で いっぱいにしませんか



**道路、公園、緑地などの環境美化に取り組む団体を募集!**

## さわやかクリーンサポート事業

町民と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みです。  
道路、公園・緑地などなど、町民が利用する公共施設の環境美化にグループがボランティアで取り組んでいただき、町がその活動を支援・PRするものです。  
現在、27団体が登録しています。



## 事業の概要

### 活動団体としてグループで行っていただきます。

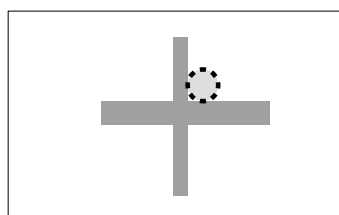
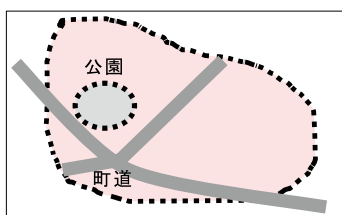
構成者数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。  
(構成員が児童・生徒で構成されている場合の代表者は、20歳以上とします。)

### (1) 活動場所はどこにするの？

① 道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

(例1) ○○○集落区域

(例2) □□交差点付近ポケットパーク



② 以下の区域についても可能ですが、その際にご確認ください。

- (1) 道路の交差点や幹線町道（または県道）の歩道
- (2) ポケットパーク（沿道にあるミニ公園・緑地）

### (2) では、具体的にどんなことをするの？

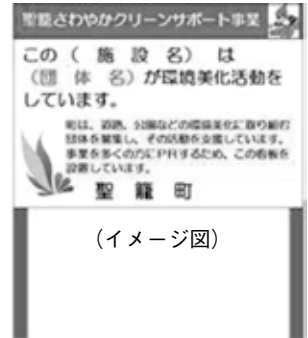
次のいずれかの活動を原則として年間3回以上行います。

- ① 草花などの植栽・管理
- ② 除草
- ③ 空き缶などの散乱ごみの収集ならびに廃棄など



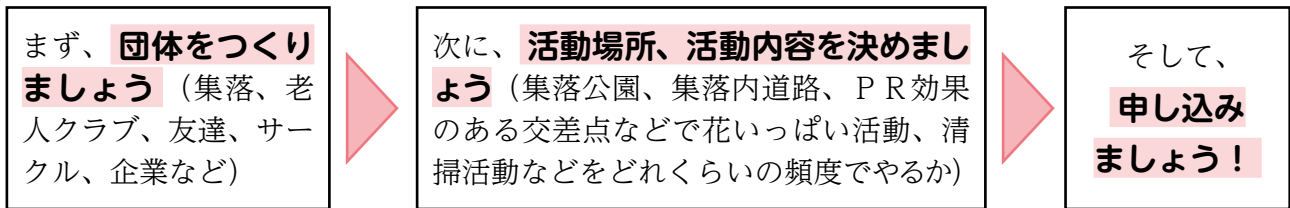
### (3) どんなメリットがあるの？ (町の支援)

- ① 環境美化活動に必要な物品などの支給または貸与します。  
支給品(例)：種苗、軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料 など  
貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップ など
- ② 傷害保険が適用されます  
万が一の事故があった場合、町が加入する傷害補償保険が適用されます。
- ③ 看板を設置し広くPRさせていただきます (適切な設置場所がある場合)  
地域でのごみのポイ捨ての減少も期待でき、活動団体のステータス (誇り) にもなります。
- ④ 広報紙やホームページで活動団体を紹介・PRします。  
(グループの自己PRなどを織り込みながら紹介など趣向を凝らすなど)  
(注意) 無償ボランティア活動としてしていますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。



### 参加したいとき

基本的には随時受付～随時実施となりますが、今年度の取り組みを行うにあたり、申し込み目標を令和3年6月末までとしてお願いします。



## ひろげよう! 緑のまちづくり

町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にすることを意識を持ち、その心を育てていくことができるようにと、緑化に対する苗木の配布事業を行っています。ぜひご活用ください。

なお、これらの事業は予算の範囲内で行っていますので、あらかじめご了承ください。

#### ■ 次のいずれかに該当する方

- ・住宅 (一戸建) を新築または購入した方
- ・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
- ・家庭の緑化を推進する方 (1世帯につき1回限り) ※アパート等にお住まいの方は対象となりません。

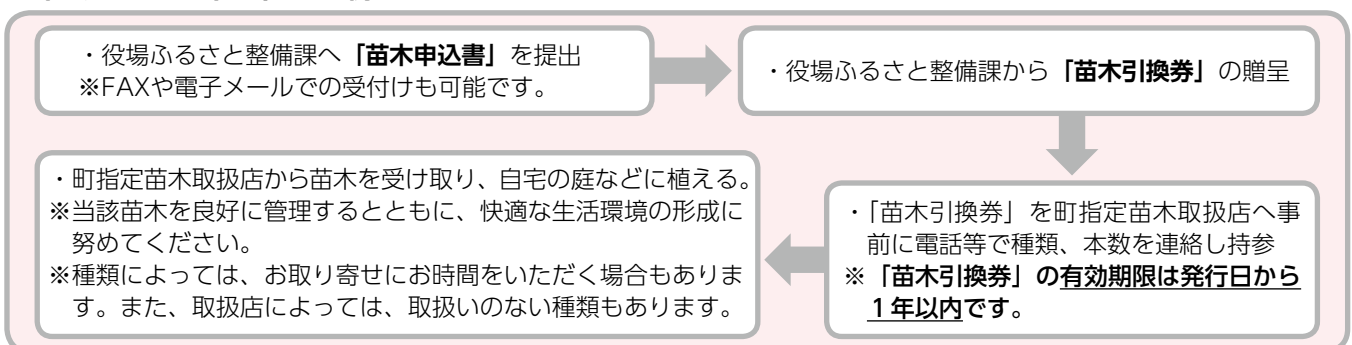
#### ■ 苗木の配布本数

町指定の苗木の中から1件の申し込みにつき2本以内です。(例1：ハマナス2本)、(例2：ハナミズキ1本、マサキ1本)

#### ■ 苗木の種類

クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

#### ■ 申し込みから苗木配布までの例



#### ■ 町指定苗木取扱店

- ・プラント4 聖籠店 ☎ 32-6200
- ・曾根建株 ☎ 27-5111
- ・北越緑化(株)聖籠営業所 ☎ 27-6665
- ・(有)栗原緑樹園 ☎ 27-5300
- ・(有)聖光園 ☎ 27-4339

「さわやかグリーンサポート事業」、「苗木の配布事業」に関する  
お申し込み・お問い合わせ 役場ふるさと整備課 都市計画係 (内線235)



# 町子育て世代包括支援センター（保健師）からのお知らせ

町ではみなさんの妊娠から出産、育児そしてその後も保健師が応援しています。  
この度さらなるサポートとなる新しい事業の紹介と町独自で行っている事業を紹介します。

新しい事業が  
始まります！

## ① 産後ケア事業（宿泊型）を開始します。

4月から、出産後のお悩みとして体調の回復や育児に不安をもっている方などが、病院で支援を受けることができます。お気軽にご相談ください。



対 象	聖籠町に住所があり、出産から1年未満のお母さんとお子さん
利 用	最大7日間
産 院	関塚医院・富田産科婦人科クリニック
自己負担額	1日あたり 約 8000円 (一日あたりの入院費約2万3000円から、1万5000円を町が助成します)
申 請	産院または保健師へご相談ください。事前もしくは利用時に申請が必要です。
注意事項	・空き室の状況により、希望通りに利用できないこともありますのでご了承ください。 ・上記の費用は母親と子ども一人の料金であり、多胎の場合は追加があります。

## ② ふたごの会を開催しました！

町で双子を育てているパパママたちで集まりました。双子を育てる上での工夫、家族のサポートについてなど全ての子育てをする方へ伝えたいお話がありましたので、一部ご紹介します。

二人とも泣かせないようにミルクをあげるタイミングも必死！

外出するときは、どんなときでも一緒に誰かにいて欲しい。



先輩ママ・パパ

パパはオムツを替えた、ミルクをあげたら終わりと思っている。泣いたら子どもをあやすということが分かっていなくてイライラ。

双子を育てるって大変だけど、子ども達をみていると上と下になる兄弟と違って、同級生がいつも隣にいるなんてうらやましいなって。

パパは、ママが次どんな段取りをするつもりなのか分からないから教えてほしい。伝え方も「私あれするから、あなたこれして」と具体的に伝えてもらえるといい。

全部しようとせず、無理せずいい意味で諦める。安全が第一。

子育てに限らずお気軽に何でもご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉課（町保健福祉センター内） 保健師 ☎27-6511

新生活！

# 若者を狙うもつげ話に注意



## 通信

4月  
vol.126

**役場町民課**  
消費生活センター  
☎27-1958(直通)  
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

進学、就職、転居など新生活を迎える皆さん、おめでとうございます。  
成人を迎えたばかりの若者は悪質な業者に狙われやすいので、じゅうぶんご注意ください。

また、コロナ禍でアルバイト収入が断たれてしまった学生が、意図せずマルチ商法や特殊詐欺の出し子に手を出してしまう事例も出てきました。

緑丸、花ちゃんと一緒に、最近の事例から対応方法を考えてみましょう。



(子どもサポート情報より)

### 【事例1】

サークルの先輩に「もうかる話がある」と会社社長のタワーマンションに誘われ、投資ソフトの勧誘を受けた。お金がないと断ったが、「みんな最初は借金して始める。すぐに返せるから大丈夫」と言われて断りきれなくなり、消費者金融で会社員と身分を偽って60万円借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いたが、うまくいかない。

「お金が無い」では断れないよ。  
勇気を出して、きっぱり断ろう。  
人を勧誘する側になると  
人間関係まで壊してしまうよ！



### 【事例2】

大学構内で男性に声をかけられ、アンケートに答えるアルバイトをした。アルバイト代の2千円は現金でもらったが、「後日、残りの千円は口座に振り込むので手続きに必要」と言われ、銀行口座番号や暗証番号を伝え、運転免許証を見せた。男性はタブレットに情報を入力していた。後日、自分名義で消費者金融に30万円借金されていたことがわかった。



(子どもサポート情報より)

オイシイ話には裏がある。  
暗証番号は絶対にヒミツよ！  
免許証も気をつけて。  
悪用される可能性があるわ。



### 2月相談受付状況

10件：マッチングアプリ、定期購入、クレジットカード、不審なSMSなど



# 園児に防犯・交通安全を劇で呼びかけ

町立3こども園において、「防犯」と「交通安全」を題材とした劇を行いました。防犯劇では『イカのおすし』をテーマに、知らない人に声をかけられたら「大きな声で叫びながら逃げて近くの大人に助けを求める」といった不審者への対処方法について呼びかけました。



○イカのおすし  
**イカ** 知らない人について**イカ**ない  
**の** 知らない人の**車**に**の**らない  
**お** おおごえで さげ**ぶ**  
**す** **す**ぐに にげる  
**し** 大人の**人**に **し**らせる

交通安全劇では、「チャイルドシートはちゃんとしてね。」「横断歩道では車が止まってくれたら渡ってね。」と、町のヒーロー「交通レンジャー」が呼びかけました。子ども達は登場した交通レンジャーに大きな声援を送っていました。

最後に、一年間交通ルールをしっかり守ったごほうびとして、メダル（保護者の方々の手作り）が交通レンジャーからプレゼントされ、園児たちは交通レンジャーに「これからも交通ルールを守ること」を約束してくれました。



チャイルドシートを  
勝手に外さないでね。



絶対、道路に  
飛び出さないでね！

## 交通レンジャーのメダルを作ってくれた各園の保護者の方々



蓮野こども園



蓮瀧こども園



亀代こども園

## 令和3年度聖籠町 交通安全対策基本方針を決定

聖籠町交通安全対策会議（書面）を開催し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指すための指針となる「令和3年度聖籠町交通安全対策基本方針」を決定しました。

令和3年度も本方針に基づき、警察・安全協会・母の会などの関係機関にご協力をいただきながら交通事故防止に努めてまいります。

### ○交通安全対策の重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者の安全確保及び自転車の交通ルール遵守とマナーの向上
- 3 シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

※外国人の方々に対する交通安全の啓発も関係機関・団体、就労している会社などと協力して取り組んでいきます。



## 春の全国交通安全運動

スローガン 春風に ゆとりを乗せて 安全運転

実施期間 4月6日(火)～4月15日(木)

横断歩行者を守りましょう！



### 町の交通事故発生状況

区分	1月 (うち高齢者数)		
	発生件数	死者数	傷者
令和3年	3 (3)	0	3 (3)
令和2年	6 (3)	0	8 (0)
増減	-3 (0)	0	-5 (3)

# 町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

## 総合政策課

○2月22日(月)

### 第6回聖籠町補助金等

#### 評価調査委員会開催

聖籠町補助金等評価調査委員会は、町が交付する補助金等が適正かつ効果的に交付されることを目的に、調査、基本的なあり方の検討および評価を実施します。

第6回委員会では、次の補助金について、ヒアリング調査を行いました。

・結婚新生活支援補助金

## 町民課

○3月4日(木)

### 令和2年度第4回聖籠町

#### 国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議

会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者

や町民の意見を十分に反映し適切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

今年度第4回目となる協議会では、次の事項について審議を行いました。

・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

・令和2年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

・令和2年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)(案)について

・令和3年度聖籠町国民健康保険特別会計予算(案)概要について

・令和3年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

・聖籠町・聖籠町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の中間見直し(案)

について

## 子ども教育課

○2月25日(木)

### 第2回聖籠町教育委員会

#### 定例会開催

・県費負担教職員の任免の内申について

・聖籠町文化財指定について  
以上2項目について審議されました。

## 農業委員会

○2月25日(木)

### 農業委員会第24期

#### 第24回総会開催

・農地法第3条の規定による許可申請について・・・1件

・農地法第5条の規定による許可申請について・・・4件

・農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について・・・1件

いて・・・13件

・農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について・・・7件

以上5項目が審議され、議決・承認されました。

## ご利用ください

### 役場休日・夜間窓口

通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。

○4月の休日役場窓口

(1階 町民課)

○4月10日(土)

午前9時～正午まで

○4月の夜間窓口

(1階 町民課)

○4月28日(水)

午後8時まで窓口業務を延長します。

受け付けできる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

### 役場町民課(内線111)



## 特設人権相談所を開設します

町では、令和3年度の特設人権相談所を下記の日程で開設します。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。  
また、各予定日が近づいてからも、随時お知らせします。

開設予定日・時間	場所	担当者
6月10日(木) 午後1時～3時	役場1階 会議室	聖籠町内に在住の 人権擁護委員
7月8日(木) 午後1時～3時		
10月14日(木) 午後1時～3時		
12月9日(木) 午後1時～3時		

### 【相談内容】

相続・離婚・離縁・親子間の問題・近隣問題・いじめ・いやがらせ・名誉侵害などの心配ごとや、困りごと

### ☑役場町民課 町民サービス係 (内線112)

新潟地方法務局 新発田支局 ☎0254-24-7102

## 町民課の窓口業務延長について

- 毎月第2土曜日 午前9時から正午まで
- 毎月第4水曜日 午後8時まで

現在、町民課の窓口業務の一部について時間を延長していますが、令和3年度についても引き続き実施します。通常の時間内に来庁が困難な方はぜひご利用ください。

受け付けできる業務は下記のとおりです。ご不明な点がありましたら、事前に町民課までお問い合わせください。

取扱業務
①戸籍・住民票交付
②印鑑登録、印鑑証明交付 (「印鑑登録証」が必要です。)
③パスポート受け取り (申請はできません。)
④マイナンバーカード (申請のお手伝い、受け取り)

### ☑役場町民課 町民サービス係 (内線112)

町長の動向 (主なものを抜粋)
4月 消防新入団員等辞令交付式 ・教育訓練
4日
14日 町村会役員会
20日 区長会議
23日 聖籠町交通安全会 新発田地区交通安全協会 聖籠支部総会
※新型コロナウイルス感染症 対策に伴い、中止または延 期される場合があります。

## INFORMATION

# お知らせ

### お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
町保健福祉センター	
保健福祉課	☎27-6511
長寿支援課	☎20-7433
上下水道課 (上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

## INFORMATION

## 4月の行事

### 《相談事業》

ところ 役場1階会議室

#### ◆行政相談

13日(火) 午前10時～11時30分

☑役場総務課(内線222)

### 《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

#### ◆乳幼児健康診査

○1歳2か月児歯科健診

12日(月) 午後1時10分～

○3歳6か月児歯科健診

13日(火) 午後1時10分～

○1歳6か月児健診

22日(木) 午後1時～

○乳児健診

23日(金) 午後1時～

#### ◆学級

○マタニティ教室

20日(火) 午後1時～

#### ☑保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

※急きよ、中止または延期する場合は、その都度対象者へご連絡します。

## 2月の届出

### げんきなよい子

#### 出生

赤ちゃん	保護者	行政区
帆乃果ちゃん	(山崎 正貴)	杉谷内
空翔ちゃん	(河栗 正和)	網代浜
稜聖ちゃん	(本間 理泰)	甚兵衛橋
凜心煌ちゃん	(前田 玲菜)	別 條
彩瑚ちゃん	(富樫 和希)	別 條
葉ちゃん	(榎本 良)	次第浜
愛和ちゃん	(岸 裕弥)	山三賀
和久ちゃん	(富樫 時康)	亀 塚
燈利ちゃん	(田辺 英樹)	八 幡
匠ちゃん	(中村 茂樹)	山諏訪山
うみちゃん	(白石 裕太)	別 條
橙花ちゃん	(高橋 健太)	苔 沼
六十ちゃん	(井上 秀俊)	亀 塚
理斗ちゃん	(渡辺 佑輝)	亀 塚

### 幸せ多い人生を

#### 婚姻

新郎・新婦	行政区
宮下良央斗さん	次第浜
(富樫)咲希さん	

### ごめいふくをお祈りします

#### 死亡

氏名	年齢	行政区
渡辺 キクエさん	(95歳)	山 倉
佐久間 文彌さん	(75歳)	苔 沼
小林 敬一さん	(84歳)	山三賀
大山 アイ子さん	(82歳)	亀 塚
大島 ミイさん	(92歳)	亀 塚
細貝 静枝さん	(91歳)	亀 塚
渡辺 太三男さん	(84歳)	亀 塚
北見 ミサ子さん	(90歳)	網代浜

(注1)町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しております。

(注2)略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

## 公衆無線LAN (無料Wi-Fi) をご利用ください

町では、公共施設への来訪者の利便性向上や災害時の通信手段の確保を目的として、公衆無線LAN (無料Wi-Fi) を提供しており、どなたでも無線通信機能がある機器であれば無料でインターネットに簡単に接続することができます。

ただし、安全利用のためFree Spot (フリースポット) 協議会への登録が必要となります。登録方法は、下記の手順となりますが、詳しくはFree Spot 協議会のホームページをご覧ください。

#### 【提供施設】

①聖籠町役場 ②町民会館 ③町立図書館 ④町保健福祉センター

#### 【Wi-Fiの接続手順 (初回のみ)】

- Wi-Fiの一覧から以下を選択 (タップ) する。  
'freespot' = SecurityPassword (AES)
  - パスワードの入力画面があるので **freespot** と入力する。
  - 登録画面になったら、メールアドレスを入力して送信する。
  - 入力したメールアドレスにメールが来るので、それに従い登録を行う。
- ※ SNSアカウント認証 (Facebook、Google、Twitter、Yahoo) も可能。

以上の手順でできない場合は、メール機能ができる端末で事前登録が必要となります。詳細は「Free Spot 協議会」のホームページをご覧ください。

Free Spot 協議会に登録してある端末は、以上の登録手順は必要ありません。

☎役場総務課 総務管理係 (内線225)

## インターンシップ (学生の就業体験) 受入企業募集

町では、新発田市、胎内市と連携し、聖籠町・新発田市・胎内市の高校や大学の学生を対象としたインターンシップ事業を実施します。

聖籠町・新発田市・胎内市の就業率を向上させるため、インターンシップを受け入れてくださる企業を募集しています。

【受入対象】 高校生、専門学校生、短期大生、大学生

【受入時期】 7月～11月の間

【申込方法】 5月13日 (木) までに申込書をファックスまたは電子メールで提出してください。

申込書は、新発田商工会議所または町ホームページからダウンロードできます。

☎・☎役場産業観光課 地域振興係 (内線122)



# 認知症の人を介護する家族のつどい ご案内

認知症の人を介護する家族同士が集まり、日頃の介護についての出来事や悩み、サービスの事を話し合っています。参加費無料です。

- **場所** 町保健福祉センター 研修室  
(参加人数や他事業との兼ね合いにより変更になる場合があります)
- **時間** 午前 10 時 30 分～正午
- **申込** 必要。各開催日の 3 日前（金曜日）までに聖籠町地域包括支援センター（☎27-6521）までご連絡ください

## 【今年度の開催日程】

※基本的に毎月第 2 月曜日を開催予定としていますが、祝日などによって変更になる場合があります。具体的日程は下記のとおりです。

開催日程	
(令和 3 年)	10 月 4 日
4 月 12 日	11 月 8 日
5 月 24 日	12 月 13 日
6 月 14 日	(令和 4 年)
7 月 12 日	1 月 17 日
8 月 9 日	2 月 14 日
9 月 13 日	3 月 14 日



## 【ご参加にあたってのお願い】

- ・コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加される方にはマスクの着用および手指のアルコール消毒をお願いしています。また、来場の際には体温測定の実施および連絡先をお聞きしています。
- ・飲物の提供は行っていませんので、各自でご持参くださるようお願いいたします。
- ・感染症拡大状況によってはやむを得ず中止となる場合がありますのでご了承ください。

☎ 町地域包括支援センター（町保健福祉センター内） ☎ 27-6521

「聖籠町ふれあい農園」  
令和 3 年度利用者を  
募集します

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。希望される方はお申し込みください。

【貸出場所】 聖籠町大字大夫 1995 番地 1

【貸出区画】 一般用 30㎡用地 × 65 区画、36㎡用地 × 20 区画、48㎡用地 × 8 区画 / 車椅子用 プランター 3㎡用地 × 4 区画、4㎡用地 × 1 区画

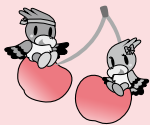
【貸出期間】 1 年間（令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで）

【貸出料】 1㎡あたり 150 円（年度途中の貸し出しも同料金です）

詳しくはお問い合わせください。

## ☎ 役場産業観光課

地域振興係（内線 122）



## 男女共同参画通信 vol.29

### 男女共同参画計画策定委員会にて 令和元年度・令和2年度の 取組を報告

3月3日（水）、町男女共同参画計画策定委員会を開催し、令和元年度および2年度の第3次聖籠町男女共同参画計画の取組状況を報告しました。

第3次聖籠町男女共同参画計画の取組状況について、毎年度に一度、委員会に報告を行っていましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策により延期していたため、このたび2年度分をまとめて報告しました。

委員会では、令和元年度に実施した男女共同参画意識調査アンケート、令和2年度の取り組みを中心に報告を行い、委員からは「令和3年度に意識調査アンケートを再度実施する際は、家庭内での役割などについて調査する必要がある」との意見もいただきました。

今後は、いただいた意見を踏まえつつ、意識調査アンケートや啓発活動に取り組んでまいります。



※委員会資料および議事録は町ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

**?** 役場総務課 総務管理係  
(内線 2 2 5)

## 65～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から天引きされます

65歳から74歳までの国民健康保険加入の世帯主の方であって、次の①から⑤のすべてにあてはまる方は、年金から国民健康保険税を天引きして納めていただくこと（特別徴収）になります。

### ■特別徴収の対象となる人は？

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており65歳から74歳である場合
- ② 世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である場合
- ③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ④ 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- ⑤ その他特別な事情がない場合

### ■特別徴収の対象となった場合の通知書について

4月支給年金から国保税の特別徴収が開始される全ての方に、4月上旬に通知書（仮徴収額決定通知書）が届きます。通知書が届かない方は特別徴収となりませんのでご注意ください。

※年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知の中にも、年金から徴収される国保税の金額が記載されています。

### 年金からの天引きを中止したい方は

国民健康保険税の未納がない方で特別徴収を中止したい場合、口座振替での納付を条件に、特別徴収を中止することができます。特別徴収の中止を希望される方は下記のとおり、お手続きください。

- ① 金融機関で口座振替を申し込む。  
(振替口座の通帳と届け出印が必要です)



- ② 役場町民課で、特別徴収の中止申請を行う。  
(①の口座振替申込書の控えが必要です)

### 【注意点】

- ・手続きは期間を必要とするため、直近に支給される年金から特別徴収をすぐに中止することはできません。
- ・特別徴収中止後、国民健康保険税の未納が続いた場合、特別徴収が再開されることがありますのでご注意ください。

**?** 役場町民課 保険係 (内線 1 1 7)



# 65歳以上の方へ 令和3年度 介護保険料の納付について

今年度の保険料の納付については、以下のようになります。なお、令和3年度から新しく変更される点がありますので、ご注意ください。

## ★これまでとの変更点★

### ✓ 特別徴収額の通知回数に変更されます（2回→原則1回）。

- これまで、4月に、4月・6月・8月の特別徴収（年金からの天引き）される額を「特別徴収対象者全員」にお知らせしてきましたが、今年度からは「新しく特別徴収が開始される方のみ」にお知らせします。前年度から継続して特別徴収の対象となる方については、通知書が送付されませんので、ご承知おきください。なお、継続して特別徴収される額は、同年2月に特別徴収された保険料額と同額です。

### ✓ 普通徴収の納期および通知時期に変更されます（5月～12月→7月～翌年3月）。

- これまで、普通徴収（納付書または口座引落による納付）の納期は5月～12月の計8期でしたが、令和3年度からは7月～翌年3月の計9期となります。これに伴い5月・6月の納期がなくなるため、5月に行っていた普通徴収仮徴収額の通知は廃止されます。

変更点	令和2年度まで	令和3年度から
4月・6月・8月分特別徴収額の通知	特別徴収対象者全員	新しく特別徴収が開始される方のみ
普通徴収の納期	5月～12月	7月～翌年3月
5月・6月分普通徴収額の通知	5月に通知	廃止

## 1. 特別徴収（年金からの天引きによる納付）

- (1) 納期
  - 年金支給月（各偶数月）ごと（計6期）
- (2) 納付方法
  - 年金から天引きされます。開始するための手続は不要です。
- (3) 通知時期
  - 7月中旬（※今年度から新たに特別徴収が開始される方は、4月中旬にも通知します）

## 2. 普通徴収（納付書または口座引落による納付）

- (1) 納期
  - 7月～翌年3月（※これまで最初の納期は5月でしたが、7月に変更されます）

## (2) 納付方法

- 7月に送付する通知書に納付書が同封されている場合  
納付書により納付してください。役場1階会計室または納付書裏面に記載された金融機関で納付可能です。  
※年度途中で口座引落に切り替えることも可能です。金融機関へ通帳届出印をご持参し、お申し込みください。手続した月の翌月末から引落が開始されます。
- 7月に送付する通知書に納付書が同封されていない場合  
届け出ていただいた口座から各納期限日に口座引落されます。

## (3) 通知時期

- 7月中旬、転出などの保険料額が変更される事実が生じた月の翌月中旬

## 3. その他注意点

- (1) 保険料額の増減などの理由で、前年度特別徴収により納付されていた方であっても、特別徴収が停止される場合があります。その場合、口座引落をご登録されていなければ、納付書による納付が必要となります。

➔このようなときへの備えとして、普通徴収の方には口座引落による納付をお勧めしています。ご希望の方は、金融機関にてお申し込みください。なお、手続した月の翌月末以降が納期限日である納期分から引落が開始されます。

- (2) 8月に特別徴収する額について、各納期の徴収額を均一にするため、7月に通知する際に変更される場合があります。
- (3) 被保険者様が5月・6月に亡くなられた場合でも、保険料額は4月以降に加入していた月数に基づき算出されますので、保険料の納付が必要となります。
- (4) 以下に該当する方は、特別徴収の対象となりません。

◇ 65歳になられてから、半年から1年を経過していない方

◇ 年金の受給額が年額18万円未満の方

◇ 年度途中で、本町に転入された方

◇ 年金を担保に借入れをされた方

◇ 年金の種類が変更となられた方

※年度途中で転入された方または65歳となられた方は、原則として半年から1年で特別徴収に切り替わります。その他、特別徴収が一時的に停止した方も、特別徴収の対象となる場合は、翌年度の10月から特別徴収が再開されます。徴収方法が変更となる場合は、事前に通知書を送付しますので、必ずご確認ください。なお、変更にかかる手続きは必要ありません。



# 令和3年度 後期高齢者医療保険料について

## ○令和3年度の保険料率は、令和2年度と同じです

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方を、高齢者を含めた社会全体で支える制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

令和3年度の保険料率は、令和2年度と同様に均等割額が1人当たり4万400円、所得割率が7.84%です。

### ■保険料の決まり方（年額）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

**年間保険料額**  
(限度額 64万円)  
100円未満切捨て

=

**均等割額**  
1人当たり  
4万400円

+

**所得割額**  
(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額<sup>※</sup>)  
× 所得割率 7.84%

※ 令和3年度保険料の計算から基礎控除額は原則43万円となりますが、所得金額が大きい場合は、基礎控除額が29万円・15万円・0円と徐々に減額されます。

## ○保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

### ■均等割額の軽減

世帯の令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計により判定します。

### ■均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の 総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額	
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※1</sup> の数 - 1) 以下の場合	7割軽減	1万2120円/年
43万円 + 28.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※1</sup> の数 - 1) 以下の場合	5割軽減	2万200円/年
43万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※1</sup> の数 - 1) 以下の場合	2割軽減	3万2320円/年

波線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等<sup>※1</sup>が2人以上いる場合に計算します。

※1 給与所得者等とは

給与の収入額が55万円を超える方、または公的年金の収入額が } 65歳未満で60万円を超える方  
(給与と年金の両方に該当する場合は1人と数えます) } 65歳以上で125万円を超える方

### ★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除 15万円 (65歳以上のみ<sup>※2</sup>) = 年金所得

※2 昭和31年1月1日以前に生まれた方

## 水道メーターを 取り替えます



お客様のご家庭に取り付けてある上水道のメーターの取り替え作業を行います。上水道のメーターは、計量法の定めにより8年ごとに交換が義務付けられています。

交換時にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

### 【対象世帯】

町内約401世帯

※交換のお知らせを事前にします。

### 【交換時期】

令和3年4月10日から

令和4年3月22日まで

### 【交換方法】

町指定の水道工事店が、対象世帯に訪問し交換します（水道メーター工事店の腕章を着用）

### 【交換時間】

20分程度

### 【交換の証】

「メーター交換」のお知らせ配付

### 【その他】

- ・交換時間が短いため、お客様の立会いは必要ありません。
- ・メーター交換の間は上水道の使用はできません。
- ・メーターの交換作業での費用負担はありません。（ただし、交換の際に器具の破損などが見つかった場合、お客様負担で修理が必要となりますのでご了承下さい。）

### 📍 上下水道課（上水道管理棟内）

水道係

☎ 27-5141

## ■ 制度加入前日において被用者保険の被扶養者であつた方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の「均等割額」は資格取得月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

軽減後の年間保険料額は2万200円です。

★市町村国保や国保組合などは対象となりません。

★同一世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計が、上の表の「均等割額の軽減対象判定基準」に該当する場合は、7割軽減となります。

★3年目以降、保険料の均等割額は「均等割額の軽減対象判定基準」で判定され、所得割額はかかりません。

令和3年度の保険料額と納付方法は、  
7月中旬に決定し、被保険者の皆さまに  
お知らせします。

\* \* \*

後期高齢者医療保険料を  
特別徴収（年金からの天引き）で  
納めている方へ

例年、4月に「後期高齢者医療保険料仮徴収額通知書」をお送りし、4・6・8月の納付額をお知らせしていましたが、令和3年度から、前年度2月と金額の変更がない場合は、前年7月にお送りした後期高齢者医療保険料決定通知書での連絡としますのでご了承ください。

令和3年2月から変更がある方のみ、4月にお手紙でお知らせさせていただきます。

お問い合わせ 役場町民課 保険係（内線115）



犬を飼っている方へ

## 狂犬病予防注射 ～集団接種のご案内～

生後 91 日以上犬を飼われている方は、生涯で 1 回の飼い犬の登録と、年に 1 回の狂犬病予防注射を行う義務があります。

狂犬病とは、狂犬病ウイルスに感染した犬やその他の動物に咬まれることで引き起こされる病気で、一度発症すると救命は極めて難しいといわれています。狂犬病の感染を防ぐためには、人間が予防接種を受けるだけでなく、ペットとして飼われている犬に対して予防接種を行うことも欠かせません。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染が蔓延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

### ◆日時と会場

日程	時間	会場
4月27日(火)	午前9時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後1時30分～2時30分	網代浜会館
4月28日(水)	午前9時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時～11時40分	真野公会堂
	午後1時30分～2時50分	役場隣の町倉庫

### ◆当日必要なもの

- ①通知はがき : 通知はがきが郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。
- ②料金 : 3250円 (注射料金: 2700円・注射済票: 550円)
  - ※ 4月20日(火)までに通知はがきが送付されない場合は、お手数ですが役場生活環境課までご連絡ください。
  - ※ 新たに犬を飼う場合は、登録手数料3000円が加算されます。
  - ※ 事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。
  - ※ 飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

### ◆新型コロナウイルス感染予防について

会場へお越しの際は新型コロナウイルス感染予防のため、以下の点に十分ご注意くださいようお願いいたします。

- ・来場の際は、マスクを着用し、人との間隔(1～2メートル)を空けてください。
- ・発熱や咳などの症状がある場合は来場をお控えいただき、後日動物病院での接種をお願いします。
- ・受付開始時は混雑が予想されますので、時間をずらすなど、混雑緩和にご協力ください。



## 正しい犬の飼い方 できていますか?

ルールを守って、正しく飼いましょう

### ●犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう

狂犬病予防法で、犬の飼い主は生涯に1回の登録と、年に1回の予防注射を受けさせなければなりません。犬の登録や注射を受けさせていない場合は、20万円以下の罰金が科せられることがあります。

### ●放し飼いはやめましょう

飼い犬が人を咬んでしまったなど、ペットが人に危害を加える事件が多発しています。事故を防ぐためにも外へ連れ出す時には必ずリードを使用し、放し飼いは絶対にやめましょう。

### ●ふん尿の始末はきちんとしましょう

飼い犬に関する苦情の中で最も多いのが犬のふん尿の不始末です。町では聖籠町環境美化推進条例において罰則を設けており、公共の場所などにおいて飼い犬がしたフンを始末せず、回収の命令にも従わなかった場合は、3万円以下の罰金となります。自宅でトイレを済ませてから出かける、おむつを履かせるなどの配慮も必要です。

お問い合わせ 役場生活環境課 環境推進係 (内線283)



# 総務省の行政相談～お聴かせ下さい!行政に関する困りごと～

## 総務省の行政相談ってなに？

総務省の行政相談は、いわば「国のお客様相談窓口」です。

あなたのお困りごとを「無料」・「秘密厳守」でお伺いし、解決への手助けをします。

行政相談 Mascot  
「キクーン」です!



## お困りごとの例

○新型コロナの影響を受けて、収入が減少し、生活に困っている。支援を受けたいがどうしたらよいか。

○PCR検査やワクチン接種について知りたいが、どこに聞けばよいのか教えてほしい。

○医療保険・年金制度について知りたい。

このほか、社会福祉、雇用などの行政に関することや民事トラブルでも結構です（適切な専門家をご案内します。）。

「どこに相談すればいいのかわからないこと」でもお気軽にどうぞ！

## 令和3年度定例相談所開催予定

☑毎月第2火曜日午前10時～11時30分

☑4月、6月～翌年1月 ⇒ 役場1階「1階会議室」

5月、翌年2月・3月 ⇒ 役場2階「第1会議室」

※相談日などは変更となる場合があります。毎月、広報で相談日などをお知らせしていますので、ご確認ください。

町内在住の行政相談委員（総務大臣が委嘱しているボランティア）の堀 千恵美委員・齋藤 健一委員が寄り添ってお話をお聴きします！

📍役場総務課 総務管理係（内線222）

## 令和3年度 「あそび教室」 参加者募集 ♪

心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もいない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として昭和53年（1978年）から始まった「あそび教室」です。

子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな参加者を募集します。

**期 間** 5月下旬～翌年3月中旬まで（予定）  
原則毎週水曜日 午前9時50分～11時30分  
※参加者には詳しい日程をお知らせします。

**会 場** 町保健福祉センター 大集会室

**内 容** 親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他

**募集対象** 平成30年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれた子どもとその保育者 20組  
※1 原則として1年間継続参加できる親子  
※2 教室は40組程度の参加を予定しています

**受 付** 4月以降、随時電話や窓口にてお申し込みください。  
定員になり次第、締め切ります。



親子遊びの様子です♪  
お外へも遊びに行きます!



📍保健福祉課（町保健福祉センター内）保健師  
☎27-6511

# 税務課からのお知らせ〜確認してください、あなたの固定資産〜

町では、あなたの固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して令和3年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封しますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中（令和2年1月2日〜令和3年1月1日）に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和3年度から課税対象外となりますが、未登記家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので税務課まで滅失の届出をお願いします。

## 固定資産税の縦覧について

この「課税明細書」は、農業者等の確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

地方税法第416条により、下記期間中お持ちの土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較するため、町内の固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】4月1日〜4月30日まで（役場の開庁日）  
 聖籠町役場 税務課

## 不服の申立てについて

地方税法第432条により、町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月

以内に聖籠町固定資産評価審査委員会（事務局：役場総務課）に対し、文書で審査の申し出ができます。

## 固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免および減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請してください。

【減免】生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象になります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

【減額】税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

## 役場税務課 税務係

（内線144）

# 町税などの納期限が決まりました

令和3年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。

税（料）金は、納入期限内に完納するようお願いいたします。

なお、納付には確実に納め忘れない口座振替をお勧めします。お申し込み手続きは通帳、届出印をご持参のうえ、町指定の金融機関および郵便局の窓口で行ってください。

## 役場税務課 税務係

（内線144）

## 役場町民課 保険係

（内線117）

## 介護 保険係

（内線116）

## 後期高齢 保険係

（内線115）

税目	期別	納期限
町・県民税	1	令和3年6月30日
	2	令和3年8月31日
	3	令和3年11月1日
	4	令和3年11月30日
固定資産税	1	令和3年4月30日
	2	令和3年8月2日
	3	令和3年9月30日
	4	令和3年12月28日
軽自動車税	全期	令和3年5月31日
国民健康保険税 ・ 介護保険料 ・ 後期高齢者 医療保険料	1	令和3年8月2日
	2	令和3年8月31日
	3	令和3年9月30日
	4	令和3年11月1日
	5	令和3年11月30日
	6	令和3年12月28日
	7	令和4年1月31日
	8	令和4年2月28日
	9	令和4年3月31日

# ご利用ください 聖籠町中小企業人材育成事業補助金

町では、従業員などの人材育成と商工業の発展のため、町内の中小企業者に対して研修会などの経費の一部補助を行っています。

## 【補助金の対象者】

町内に事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小

企業者（※）で、農業・林業・漁業を除く業種

## 【対象となる研修】

- ・国または地方公共団体が中小企業者を対象に実施する研修
- ・中小企業大学校が実施する研修

・新潟職業能力開発短期大学が実施する研修

・公益財団法人いがた産業創造機構が実施する研修

・その他町長が認める研修

## 【補助金の額】

- ・受講者1人につき研修受講料の2分の1の額（千円未満の端数は切捨て）
- ただし、1人に対する補助額は3万円が限度
- ・1企業に対する補助は毎年度5人まで

## 【補助金の申請】

聖籠町補助金等交付規則第3条の規定による申請書を役場産業観光課へ提出。  
ただし、申請書は受講決定の日から受講の7日前までに必ず提出してください。

## ● 役場産業観光課

地域振興係（内線122）

## ※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは・・・

	業種	資本金の額 または 出資の総額 *1	常時の 従業員数 *2
1	製造業、建設業、 運輸業、その他 (2～4以外の業種)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5000万円以下	100人以下
4	小売業	5000万円以下	50人以下

\*1 は会社 \*2 は会社および個人

文化・観光施設などがお得に！

## 新潟広域都市圏連携事業 共通割引券

「新潟広域都市圏」とは、当町を含む12市町村が広域で連携することで効率的な行政サービスの提供や圏域全体の経済の活性化を図るものです。

その取り組みの一つとして、各市町村の文化・観光施設で利用できる共通割引券を発行します。

この機会に様々な施設をお得に巡ってみませんか。

なお、割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります。割引券を利用できる施設の一覧は、新潟市ホームページで公開されていますので、左記URLまたはQRコードからご覧ください。

共通割引券URL

<http://www.city.niigata.lg.jp/kanako/bunka/oshrase/geijutsu-oshrase/kyotsuwuaribiki.html>

お問い合わせ

役場総務課 広報広聴係  
(内線224)



本割引券を切り取り、各施設に持参してください。

## 新潟広域都市圏連携事業 文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します。

マリンピア日本海、會津八一記念館(新潟市) / 諸橋轍次記念館(三条市) / 蒔谷虹児記念館、市島邸(新発田市) / 燕市産業史料館(燕市) / 五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川(五泉市) / 吉田東伍記念博物館、水原代官所(阿賀野市) / 胎内昆虫の家、胎内自然天文館(胎内市) / 弥彦の丘美術館(弥彦村) / 三川・温泉スキー場(阿賀町)

有効期限 2022年3月31日まで

※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります。  
※本人と同行者全員を割引します  
※原本のみ使用可。有効期限まで何回でも使用できます。  
※他券との併用不可

聖籠町





社会福祉法人真心福祉会  
子育て支援センター  
(聖籠こども園内)  
☎27-3322

# すくすくサロン「さくらんぼ」

子育て支援センターでは、家庭で子育てが楽しめるように、聖籠こども園内にすくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊び、交流しながら楽しんでます。また、利用者同士仲間になったり、看護師や栄養士の育児相談も気軽にできます。みなさん、お友達と誘い合っておいでください。



## 「さくらんぼ」の主な予定



## こんなことがあるよ！



- \*\*\*\*\*  
**★大きくなったかなあ～身長・体重測定**  
 ＊第1火曜日・・・測定日(0～1歳6か月児の日)・相談日  
 ＊第2火曜日・・・測定日(1歳7か月児以上の日)  
 ＊看護師・栄養士の育児相談を設けています  
**★赤ちゃんびより・・・月1回水曜日(5月～)**  
 ＊1歳未満のお子さんとお家の方々とでふれあい遊びや楽しい時間を過ごしましょう  
**★離乳食試食会・・・月1回**  
 ＊初期・中期・後期・完了食で実施しています  
**★季節の行事や製作遊び**  
 ＊毎月、親子で楽しむイベントを計画しています  
 七夕会・秋の会・クリスマス会・豆まき会・ひな祭り会・誕生会など  
**★子育て相談・・・月曜日～金曜日**  
 ＊保育士・栄養士・看護師が相談に応じます  
**★土曜日もおいで！**  
 ＊休みのご家族もどうぞ遊びに来てください  
**★その他・・・ブックスタートなども予定しています**

## 4月

- 5日(月) すくすくオープン  
(素敵なプレゼントがあるよ)  
 6日(火) 測定日①相談日  
 13日(火) 測定日②  
 ＊測定は午前10時30分～です  
 14日(水) はじめましての会  
 23日(金) 作って遊ぼう「こいのぼり」  
 ＊はじめましての会は「よろしくね」の心をこめてみんなで楽しみましょう  
 ＊行事がない日もお部屋や広場でたくさん遊びましょう



密にならないよう間隔をあけて、おひなさまを制作中

## 「さくらんぼ」利用にあたって！\*\*\*\*\*



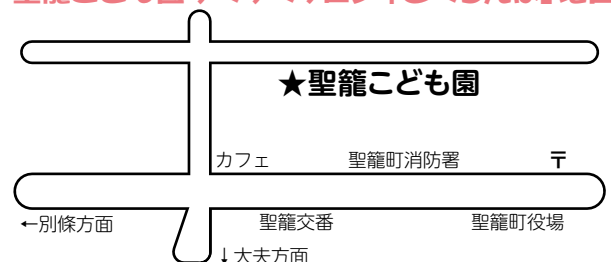
- ★お子さんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかりと深めることができます。
- ★親子で仲間作りが楽しめるリフレッシュできます。
- ★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育まれます。
- ★子育ての悩みや心配事など気軽に相談できます。
- ★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。(離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど)

開放日・・・月曜日～土曜日 (無料です)  
 ★午前8時30分～11時30分  
 ★午後3時～5時

## ＊＊毎月のおたより発行について＊＊

- ★毎月の詳細(予定)については、おたよりを発行していますのでご覧ください。
- ★おたよりは聖籠こども園・保健センター・亀塚児童館・各こども園・各保育園・図書館などにあります。また、カレンダーを各所に掲示してありますのでご覧ください。

## 聖籠こども園すくすくサロン「さくらんぼ」地図



※コロナ対策を万全にして待っています



各地域で未就園児のお母さん達が主体となり活動していた「育児サークル」から聖籠こども園が運営する「地域すくすくサロンまごころ」に変わり、3年目となりました。

これからも多くの親子が参加しやすい場となるように、スタッフが楽しい行事を計画しますので、たくさんの参加をお待ちしております。

お子さんと一緒に遊びながら、みんなで楽しくおしゃべりしたり、お友達をつくりませんか♪

※ **コロナ対策万全にして待っています。**

## 聖籠町全地域の未就園児の親子対象です！

**地域関係なく、どちらの施設にも遊びに来て下さい！**

- ★ 場所・・・蓮野地区多目的屋内運動場（小体育館）
- ★ 日時・・・毎月第2・4・5木曜日（8月・12月は毎週）
- ★ 時間・・・午前10時～11時30分



- ★ 場所・・・亀塚児童館
- ★ 日時・・・毎月第1・3木曜日（8月・12月はお休み）
- ★ 時間・・・午前10時～11時30分

蓮野地区多目的屋内運動場、亀塚児童館に子育て支援センターのスタッフがおもちゃを持って出向きます。絵本の読み聞かせやリズム遊び、工作など楽しい行事も計画しています。初めての方も子育て支援センターのスタッフが待っていますので、気軽に遊びに来て下さいね。

**お問い合わせは、子育て支援センター（☎27-3322）までお願いします。**

## 職場体験受入れ企業募集

下越地域若者サポートステーション（サポステ）では新潟労働局からの委託を受け、働く事を目指している15歳～49歳の若者に対する就労支援を行っています。

就職支援の一環として職場見学・体験を実施しており、参加者に様々な業種を見学・体験してもらうことで自己理解の促進や自信の回復につながり、企業とのミスマッチが少なくなることも期待できます。

サポステでは職場体験を受け入れていただける企業を募集しています。

実施までの流れや詳細についてスタッフがご説明に伺いますので、興味を持たれましたらお気軽にお問い合わせください。（職場見学・体験の実施にあたり、新潟県の助成を受けサポステより「職場実習受入奨励金」を企業に支給させていただきます）

☎ 0254・28・8735

## 県立公園情報モニター募集

県立公園を利用する皆さんの意見を、公園の活用および管理運営に活用するため、公園情報モニターを募集します。

【公園名】 聖籠緑地

【期間】 依頼の日から令和4年3月31日（更新をお願いする場合があります）

【活動費】 ボランティアにより無償。

【業務内容】 ①年4回程度の報告②県が指定する評価報告シートによる評価

【応募資格】 年齢20歳以上の方で、年間を通じて県立公園を利用し、公園の利用や管理に関心のある個人または地域の代表者。

【応募方法】 公園管理事務所または県ホームページにある申込書を持参されるか、郵送または電子メールにより提出してください。

【募集期間】

5月7日（金）午後5時まで

【その他】 詳細は、公園管理事務所または県ホームページにある公募要領をご覧ください。

☎ 0254・8570

〒950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局都市整備課  
都市公園班（県庁行政庁舎6階）

☎ 0254・280・5345

電子メール

ngt160050@pref.nigata.lg.jp

## 就職を探そう！ 一般職業適性検査を実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意ってなんだろう？」職種選択に悩むの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

☎ 15～49歳で就業していない方（要申込）定員8名

📅 4月15日（木）

午後2時～午後4時

☑ 聖籠町立図書館 会議室

適性検査以外にも15～49歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。

☎ 0254・28・8735

☎ 0254・28・8735  
電話受付時間 平日午前10時～午後5時まで（第2金曜日は休館日）

## 住宅用火災警報器 設置状況調査の実施について

新発田消防本部では、管内における各世帯の住宅用火災警報器の設置状況の把握や今後の普及啓発活動に役立てることを目的に、調査を実施します。

調査方法は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新発田消防本部ホームページ上に設けたWebアンケートで行います。ご協力よろしくお願います。

【調査期間】 4月1日（木）～4月30日（金）

【調査対象世帯】 新発田広域管内にお住いの世帯

【調査方法】 新発田消防本部ホームページ上に設けたWebアンケート（回答時間の目安は約2分程度、全6問選択式）

【質問内容】

①お住いのある地域を教えてください。

②お住いの住宅は、次のどれに該当しますか。

③新発田地域広域事務組合火災予防条例による住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。

④設置されている住宅用火災警報器は10年を経過していますか。

⑤最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

⑥作動確認の結果はどうでしたか。

【ご注意】 消防職員が、住宅用火災警報器や消火器を販売したり、民間の業者に点検などを委託することはありませんのでご注意ください。



▲住宅用火災警報器の設置状況等のアンケート調査票リンク

☎ 0254・22・8096



**(仮称) 新潟県胎内市  
および村上市沖洋上  
風力発電事業に関する  
お知らせ**

環境影響評価法に基づき、計画段階環境配慮書の縦覧を行います。縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出することができます。

**【対象事業】**

**【事業者】** RWE Renewables Japan 合同会社

**【出力】** 最大七十二万kW程度  
**【事業実施想定区域】** 胎内市および村上市 沖合

**【縦覧期間】** 4月7日(水)～

5月13日(木)の土、日、祝日を除く開庁時間

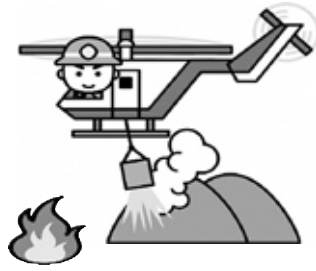
☐ 聖籠町役場 (1階縦覧場所)

**【意見書の提出】** 配慮書についてご意見やご質問がある場合は、5月13日(木)までに、住所、氏名、内容を記載の上、縦覧場所にある意見書箱へ投函くださるか、郵送でご提出ください(当日消印有効)。意見書は各縦覧場所にあります。

※ 電話によるご意見はお受けできません。ご了承ください。

**【郵送先】** 〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目4  
番5号 RWE Renewables  
Japan 合同会社 環境アクセス  
メント担当

**林野火災における  
予防対策**



林野火災は気象条件などに大きく左右され、特に空気が乾燥する春季に多く発生していますので、以下の点に注意して下さい。

- ・ 枯草などのある場所では、たき火をしないこと。
- ・ たき火など火気を使用する際は消火の準備をして、その場を離れないこと。
- ・ 強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- ・ たばこは、指定された場所です。

喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと。  
・ 火遊びはしないこと。

☑ 新発田地域広域消防本部  
予防課

☎ 0254-22-8096  
または、お近くの消防署まで

**「救うのは  
一番近くのあなたの手」  
定期救命講習会の  
ご案内**

☑ 聖籠会場の開催日は次のとおりです。(新発田、胎内会場については、消防本部のホームページからご確認ください)

- 4月15日(入門)、5月14日(Ⅰ)、6月9日(Ⅰ)、20日(Ⅰ)、7月11日(Ⅰ)、20日(Ⅰ)、8月6日(Ⅰ)、23日(Ⅲ)、9月16日(Ⅰ)、26日(Ⅲ)、10月7日(Ⅰ)、11月16日(Ⅰ)、12月8日(Ⅲ)、1月12日(Ⅲ)、2月7日(Ⅰ)、3月8日(Ⅰ)

各コース開始は午後1時30分、上級は午前9時～午後5時

☑ 聖籠分署2階会議室

(定員10名)

☎ 27-2500

☐ 心肺蘇生法(AED含む)・止血法など

救命講習Ⅰ(基本コース) 2

時間15分、救命講習Ⅱ(Ⅰ+テスト) 3時間15分、救命講習Ⅲ(小児) 3時間、上級7

時間、入門コース45分

**【受付期間】** 開催日の10日前まで、定員になり次第締め切りです。

**【申込方法】** 受講申請書を直接持参または、ファクスメールでお申し込みください。

**【その他】** 受講料は無料です。入門コースは講習後の修了証が交付されません。

希望した会場から他の会場に変更をお願いする場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症の関係で、終息まで1か月ごとにコロナウイルスの動向を見ながら開催を検討します。

なお、終息までに開催する場合は、規模縮小などの条件付きでの対応とします。

**規模縮小などの条件**

① 受講者、指導者はマスクの着用を必須とします。

② 人工呼吸の吹き込みは実施せず、気道確保(頭部後屈顎先拳上法)をしてもらい、吹き込みまでの体勢をとってもらいます。

③ 各会場での受講者の定員は、新発田会場12名、胎内会場12名、聖籠会場6名となります。

④ 原則、受講者同士の間隔を前後2m以上空けることとします。

⑤ 講習中に換気を実施します。

⑥ 講習前と講習後に手指消毒をしてもらいます。

☑ 新発田地域広域消防本部  
予防課

☎ 0254-22-9073

夜間・土日祝日除く

FAX 0254-26-6690

Eメール

skreibouka@shibata-

kouiki.jp

※ 消防本部のホームページからも申請書をダウンロードできます。

新発田広域消防本部

ホームページ

http://www.shibatakouiki.jp/119/

jp/119/



## トップチーム もっともっと身近に

ホームタウン活動の新たな取り組み「ご当地応援選手」「市町村デー」実施！

2021シーズン、アルビレックス新潟ではさらにホームタウン活動を推進するべく、新たな取り組みとして「ご当地応援選手」「市町村デー」を実施させていただくことになりました。この活動を通じて、ホームタウンである各市町村の魅力を広く発信するお手伝いをし、さらに各地域にお住まいの方々からクラブや選手を知ってもらい、アルビレックス新潟が皆様の身近な存在となることを目指してまいります。

### 【目的】

- ・アルビレックス新潟や選手が協力させていただき、ホームタウン30市町村の魅力を広く発信する
- ・地域に愛されるクラブ、チーム、選手を目指す

### 【実施内容】

#### ■ご当地応援選手

・県内各市町村をエリアに分け、エリアごとに担当する選手「ご当地応援選手」を設定



▲聖籠町はこの4選手が担当！

- ・各市町村が情報発信する際に、選手やマスコットを広報やPRに活用
- ・クラブおよび選手もSNSなどを通じて各市町村の情報発信に協力

#### ■市町村デー

- ・リーグ戦の各試合を「市町村デー」として設定し、試合会場にてPR機会を設定

- ・対象市町村の住民の皆様にご観戦機会をご提供（観戦ご優待）

聖籠町は、新発田市、五泉市、阿賀野市、阿賀町と一緒に「新発田・阿賀エリア」として設定しています。ご当地応援選手のリーダーは、舞行龍ジェームズ

選手。他には、ロメロフランク選手、大本祐規選手、矢村健選手が情報発信のお手伝いをさせていただきます。

市町村デーの詳細や今後の予定、活動の様子は随時クラブオフィシャルサイト等でお知らせいたします。

#### ■キャプテン 堀米悠斗選手

アルビレックス新潟や選手を普段から応援してくれているホームタウンの皆様のおかげになることは何かないかと考え、このたび、クラブと選手との話し合いの中で、この企画を実施することになりました。新潟出身の選手もいれば、初めて新潟に住む選手もいます。各市町村の魅力を僕たち選手も勉強しながら、少しでも地域の皆様にとって身近な存在となり、より応援されるように頑張っていきたいと思っています。

#### ■代表取締役社長 中野 幸夫

2019年より県内全30市町村へのホームタウン広域化となり、名実ともに新潟県全域がアルビレックス新潟のホームタウンとなっていました。クラブとしても、「新潟県みんな

のアルビレックス新潟」を目指し、地域の皆様との交流を深め、魅力ある新潟の情報発信をお手伝いしていきたいと考えています。サポーターの皆様・地域の皆様の応援があつてこそそのクラブであると認識していますので、本活動を通じて各地域の皆様と手を取り合いながら地域に恩返しし、愛されるクラブづくりを進めてまいります。

#### レディース 強化キャンプを実施



アルビレックス新潟レディースは2月19日（金）から2月23日（火）までの5日間、栃木県



さくら市にて強化キャンプを実施しました。村松新監督のもと、ピッチでは長いシーズンを戦い抜くための基礎づくりを中心にトレーニングを行い、ピッチ外では、クラブのフィロソフィー（哲学）など私たちが活動するにあたり、大事にしていること、目指していることの共有を行いました。天気にも恵まれ、充実した5日間となりました。

キャンプ終了後は、再び聖籠に戻り、雪の無いピッチでトレーニングを行うことができています。選手間のコミュニケーションも活発で順調にチームづくりは進んでいます。

## プレシーズンマッチ

9月からの開幕にむけて、4月から6月にプレシーズンマッチが開催されます。各チーム、ホームゲーム2試合、アウェイゲーム2試合の計4試合を行います。9月からのリーグ戦までに、2021シーズンのチームメンバーの様子や戦いぶりを確認していただけるよい機会にできればと思っています。温かいご声援をよろしくお願いいたします。

## 4月の試合予定

※ホームゲームのみ掲載

### 〈明治安田生命J2リーグ〉

第8節 4月17日（土）

vs ツエーゲン金沢

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

### 〈プレシーズンマッチ〉

4月25日（日）

vs ノジマステラ神奈川相模原

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム

5月22日（土）

vs ちふれA.S.エルフェン埼玉

午後2時キックオフ

デンカビッグスワンスタジアム



## 【町へのプレゼン】

1月26日JAPANAサッカーカレッジのサッカービジネス科6名が2班になり町へのプレゼンテーションを実施しました。1班は聖籠町社会教育課の方に2班は新発田市にある「フードバンクしばた」に学生ができることを提案しました。

授業の一環で、地域の活性化のために私たち学生が行えることについてプレゼンテーション大会を行いました。そこで選ばれた2班が実際に行政やフードバンクに提案することになりました。

1班は、聖籠町で活躍する農家の皆さんが消費者の方に直接販売が出来るマルシェを本校で行うことを提案し、2班は生活が困難な子どもたちに食事を振る舞う子ども食堂を行う日にサッカー教室を行うことを提案しました。

2班とも提案したことの実現に向けて考えていただけることになり、現在先方と話し合いを重ねています。

# JAPANサッカーカレッジからのお知らせ



私たちはこれからも地域のことを考えて地域活性化のために精進していききたいと思います。

## 【北信越フットボールリーグ 開幕】

3月21日に、第47回北信越フットボールリーグ（HFL）が開幕しました。昨シーズンは新型コロナウイルスの影響で、前期の試合が中止となっていました。今シーズンは前期より試合を開催しています。

HFL1部リーグに所属しているJAPANAサッカーカレッジは、ホームでFC北陸と対戦しました。試合結果、詳細はHFLの公式ホームページをご覧ください。

HFL2部リーグは4月25日に開幕予定で、CUPS聖籠は、アウェイでNagaoka Estiioと対戦します。

昨シーズンはJAPANAサッカーカレッジ、CUPS聖籠ともに悔しい結果となりましたが、今シーズンはよりよいシーズンとなるよう頑張っています。

りますので、応援よろしくお願ひします。

## 【ホームゲーム情報】

○HFL1部JAPANAサッカーカレッジ

\*第4節 5月16日（日） 14時キックオフ

vs 新潟医療福祉大学FC

○HFL2部CUPS聖籠

第1節 4月25日（日） 14時キックオフ

vs Nagaoka Estiio

\*第4節 5月16日（日） 11時キックオフ

vs 長岡ビルボードFC



JAPANサッカーカレッジチーム紹介サイト

検索



# ミ ラ クル 食は味楽来

## 町の宝で～す 2月の乳児健診から

季節のかわり目 免疫力アップ定食にするには

### 「まごわやさしい」の献立

「まごわやさしい」は、「ま」=まめ(大豆製品等)「ご」=ごま「わ」=わかめ(海藻類)「や」=野菜「さ」=魚「し」=しいたけ(きのこ類)「い」=芋類のことで、よく知られている「バランスのよい食事」の覚え方です。この「合言葉」に出てくるおススメの7つの食材を使うと、理想的なバランスの良い献立ができます。1日に1回は使用し、バランスのよい定食で、季節のかわり目の体調を整えて、新生活を始めましょう!

#### 「まごわやさしい」献立例

(魚(さば)、しいたけ(きのこ)、野菜、ごま)

\*さばそぼろの三色丼 + 味噌汁(じゃがいも(芋)、わかめ、薄揚げ(大豆製品))

##### <材料>

ごはん(適宜) ※白ゴマを混ぜておく。

##### <さばそぼろ>

さば……………1/2尾  
(焼いてほぐす)

干しいたけ…2枚

人参……………4cm

玉ねぎ……………1/2個

しょうが(すりおろし)…1片

干しいたけの戻し汁…大さじ1

A(酒…大さじ1/2、みりん…小さじ1

砂糖…大さじ1、醤油…小さじ2)

①干しいたけは水に戻し、しいたけ、人参、玉ねぎはみじん切りにする。

②フライパンに油を熱し、①を炒め、干しいたけの戻し汁を入れて、焼いてほぐしたさばを加えてさらに炒め、Aの調味料を加え、水分がとぶまで煮含める。

##### <炒り卵>

卵……………2個 油……………小さじ1

フライパンに油を熱し、溶いた卵を入れてかき混ぜ、半熟位になったら火を止める。

##### <小松菜のひたし>

小松菜……………3株 醤油……………小さじ1/2

小松菜はゆで、水気をしぼり、根元を落として、2～3cmの長さに切り、醤油で和える。

<盛りつけ> ごはんを盛り、さばそぼろ、炒り卵、お浸しを盛りつけ出来上がり。

お問い合わせ 保健福祉課 (町保健福祉センター内)  
管理栄養士 ☎27-6511



土田 大雅 ちゃん



土田 梨乃 ちゃん



中村 結那 ちゃん



鈴木 丈介 ちゃん



伊藤 慶柱 ちゃん



諏訪 朱里 ちゃん



大倉 睦登 ちゃん



大倉 にな ちゃん



小林 愛央衣 ちゃん



小野 亜乃飛 ちゃん



村上 琴花 ちゃん

#### 元気に育ててね!

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4カ月健診対象乳児を撮影しています。



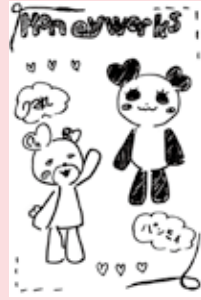
れんとさん 4歳



かとうちなつさん 7歳



Rinolはんさん 11歳



齋藤莉愛さん 14歳



イラスト自慢

投稿するときはペンで書いてください。(薄いものは掲載できません)

住所と名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○』と書いてください) 1か月に一人1枚だけ受け付けます。

また、町下水道審議会委員として4年間、町都市計画審議会委員として12年間在職されるなどご活躍されました。



▲受章した砂原近衛さん

元聖籠町議会議員の砂原近衛さんが旭日単光章を受章され、西脇町長がご遺族に対し故人のご功績をたたえらるとともに、感謝の意を表し伝達授与しました。

## 故人の功績をたたえて 砂原 近衛さん (藤寄) 旭日単光章受章

「まじめで穏やかな人。地域の人が住みよくなればという思いで働いていました。」と娘の野上郁子さんが話してくれました。



▲役場にて西脇町長から叙勲の伝達を受ける野上さん(右)

天国の砂原近衛さんご遺族の皆さん、受章おめでとうございます。

## 佐久間 淳さん 国民健康保険 永年勤続者表彰を受賞



▲受賞した佐久間さん

聖籠町国民健康保険運営協議会(以下、同協議会)委員の佐久間淳さん(諏訪山)が、新潟県国民健康保険団体連合会から、国民健康保険永年勤続者表彰を受けました。

佐久間委員は、平成22年から同協議会の委員として10年以上在職されており、これまでの町の国民健康保険の適正な運営に尽力された功労が認められ、今回の表彰となりました。今後のさらなるご活躍をお祈りします。

町外にお住まいの方に広報せいろうを送りませんか  
— 広報送付制度のご案内 —



日頃から広報せいろうを愛読いただきありがとうございます。

町では、町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望に応えるために、『広報せいろう』の有料送付を行っています。

希望される方は、役場総務課の窓口で料金を添えてお申し込みください。

【送付料】1200円

(1年分・5月号～翌年4月号)

●役場総務課

広報広聴係(内線224)



# 祝 聖籠中卒業

130人の新たな門出をお祝い申し上げます。  
未来へはばたけ！卒業生！



## STOP! コロナ差別

～できていますか？正しい理解と思いやりの行動～

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者の方への、心ない差別や偏見がなかなかなくなり、苦しんでいる方々が現在もたくさんいらっしゃいます。新潟県では差別や偏見、心ない言動の例として次のような例を挙げています。

例 感染した人の住所や勤務先の詮索、拡散  
インターネット、SNS上の誹謗中傷やデマの拡散 など

人権イメージキャラクター



このほか、感染した人や家族に対する直接的な誹謗中傷など人権侵害というべき事案が報告されています。

では、このような差別や偏見をなくすためには、どのように行動したらよいのでしょうか。

私たちは相手の立場を理解し、思いやりをもって行動することが大切と考えます。また、身の回りの不確かな噂や事実と異なる情報を信じて拡散することは、社会の不安を増大させることにつながります。慎重に行動しましょう。

人権擁護委員協議会では法務局において人権相談室を開設しています。詳しくはホームページ ([www.moj.go.jp/JINKEN/index.soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.soudan.html)) をご覧ください。

人権相談窓口 (みんなの人権110番) ☎0570-003-110